

令和 6 年度 第 1 回知立市総合教育会議議事録

審 議 日 時	令和 6 年 5 月 1 7 日 (金) 1 3 : 1 5 ~ 1 5 : 0 0			
審 議 場 所	知立市役所 4 階 第 4 会議室			
出 席 者	市 長	教 育 長	蔭山委員	竹内委員
	伊藤委員	寺田委員		
事 務 局	企画部長 企画政策課長 教育部長 学校教育課長 企画政策課地方創生SDGs係 担当			
議 題	(1) 不登校児童生徒への支援について (2) 環境教育について (3) その他			
企画部長	只今より、「令和 6 年度第 1 回知立市総合教育会議」をはじめます。 議事の取り回しは、知立市総合教育会議設置要綱第 4 条第 1 項において、市長が議長となり議事を総理するとありますので、市長にお願いします。			
議長 (市長)	次第に沿って議事を進めます。はじめの議題は、「不登校児童生徒への支援について」です。 それでは、担当課より説明をお願いします。			
学校教育課長	(不登校児童生徒への支援について、資料 1 及び資料 2 に沿って説明)			
議長 (市長)	不登校の定義について教えてください。			
学校教育課長	不登校は、社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものと定義されています。			
議長 (市長)	フリースクールの定義について教えてください。			
学校教育課長	フリースクールは明確に定義されていませんが、子どもの居場所づくりや学習支援を行うために NPO 法人等の民間団体が受け持っている施設であると考えています。			
議長 (市長)	文部科学省の法令や要綱等ではフリースクールについて定められてはいないのでしょうか。 教育長、いかがでしょうか。			
教育長	フリースクールについては定められていません。			

議長（市長）	フリースクールで学習していれば、単位の取得や卒業はできますか。
教育長	そういうことはできません。
議長（市長）	フリースクールに通っていれば、学校への出席扱いとなりますか。
教育長	<p>国からの指示で、不登校児童生徒を支援する民間施設等についてのガイドラインを作成しています。</p> <p>基本的には、このガイドラインを基に校長が実態を確認し、認めることができれば出席扱い、認められなければ欠席扱いとしています。</p>
議長（市長）	委員の皆様からご意見やご質問があればお聞かせいただけたらと思います。蔭山委員、いかがでしょうか。
蔭山委員	<p>スクールという英語は学校という意味ですが、フリースクールは学校ではないと思います。学校であれば、教育基本法や学校教育法に則った施設でなければいけないと思います。</p> <p>フリースクールの解釈は学校から自由になるという意味であると考えます。学校というのは教育基本法からはじまり、知・徳・体の基本原理等、規定がしっかりと定められています。</p> <p>そうした規定から自由になる施設がフリースクールであるならば、学校ではないとはっきりすべきだと思います。</p> <p>しかしながら、フリースクールを運営している側はそうは思っていないと思います。学校に行くことができない子どもたちを教育しているのだから、出席扱いとするのが当たり前だと考えていると思います。</p> <p>学校教育には、しっかりとした目的や教員免許を有する者が指導を行う等の明確な規定があるわけですから、厳密に言えばフリースクールに通うことが校長判断で出席扱いとなること自体おかしいと思います。</p>
議長（市長）	<p>本来、子どもは学校に行くことが基本であると認識していますが、そのような認識は間違いですか。</p> <p>教育長、いかがでしょうか。</p>
教育長	元来は学校に行くことが基本という認識でしたが、学校に行けない子どもたちへの学びを保障するため、フリースクールの中でもカリキュラムを編成している施設は校長判断で出席扱いとしています。
学校教育課長	校長が行う出欠判断については、知立市教育委員会が作成している不登校児童生徒を支援する民間施設等についてのガイドラインの要件等を基に行っています。

蔭山委員	要件とはどのようなものですか。
学校教育課長	学習計画、学習記録及び出席簿の提出が必要となっており、小学校・中学校と同じように何を学んで、どのような成果があり、何日出席したか分かる書類のやり取りがされています。
蔭山委員	<p>記録をつけているフリースクールは誠実だと思いますが、義務教育では教科指導が行われています。フリースクールで自由なことを学習するだけでは不十分であると思います。</p> <p>学校教育では何を学ばないといけないのか、何を経験しなければいけないのかが明確に決められています。その規定から外れても良いということであれば、その規定に従わなくても良いという条項がなければ、認めることはできないと思います。</p> <p>しかし、皆さんと同じように学校に行けない子どもたちのことを考えると、これはまた別の問題として考えていかなければいけないと思います。</p>
学校教育課長	先ほどご発言のあったフリースクールの定義についてですが、愛知県のホームページには、令和5年度フリースクール等連絡協議会でホームページ掲載の承諾を得られた県内施設として43施設が掲載されています。名称は様々であるため、明確に定義することは難しいかと思えます。
教育部長	文部科学省のホームページに掲載されているフリースクールに関するQ&Aにおいて、フリースクールとは、一般に不登校児童生徒に対し学習活動、教育相談及び体験活動を行っている民間施設であると示されています。平成27年度に実施された調査では全国で474施設あるとされています。
蔭山委員	民間施設とはどのようなものですか。
教育長	自由に遊んでいる施設や計画的に学習している施設を含め、法律的に学校と認可されていない施設のことであると思います。
議長（市長）	<p>フリースクールへの支援を実施できないかという一般質問が議会で挙げられました。</p> <p>愛知県がホームページで公表しているフリースクールであれば、愛知県に認められた施設と判断して補助金を出すことができますか。</p>
学校教育課長	そういうことにはならないと思います。基本的にフリースクールの運営団体は、個人、NPO法人及びボランティア団体等とされているため、私立校とも扱いが異なります。

教育長 学校に行けない子どもたちを受け入れて自由なことをしている施設もフリースクールとされています。

将来的に学校へ戻ることや社会的自立を目的としている施設であれば支援は可能だと思いますが、境目の部分が明確に判断できないため、難しいと考えます。

議長（市長） 他にご意見はございますか。

蔭山委員 フリースクールを学校の代理施設と考えるのであれば、学校教育の一部だけを行うのではなく、可能な限り学校に近い工夫がされなければいけないと思います。

議長（市長） ありがとうございます。
寺田委員、いかがでしょうか。

寺田委員 学校に行けない子どもたちを導くことができると良いと思いますが、フリースクールに通うためには追加の費用がかかることやフリースクールに通う子どもを持つ家庭を支援する方法が難しいこと等、多くの問題があるため、非常に難しい課題であると感じました。

議長（市長） ありがとうございます。
伊藤委員、いかがでしょうか。

伊藤委員 不登校の子どもたちの保護者が集まるオンラインコミュニティに参加しています。親たちは、子どもには学校に行ってほしいと思っていますが、無理に行かせるよりも、行かなくても良いと考える人が多いようです。家庭にしか居場所がない子どもに家庭以外の居場所を作ってあげることが必要だと思いますので、フリースクールが、学校基本法等の規定に則った施設として発展していくことが望ましいと考えます。

議長（市長） ありがとうございます。
竹内委員、いかがでしょうか。

竹内委員 昔は無理やりでも学校に行かせるべきだという考え方が一般的でしたが、最近では学校に行きたくないなら家にいても良いという考え方が広まっています。

しかし、問題を先送りしてしまうと子どもたちの居場所がなくなってしまう可能性があります。

フリースクールに通えば、少し遅れているかもしれませんが、周りの子どもたちに追いつけるかもしれません。そのため、とりあえずフリースクールを認めて、他の子どもたちと一緒に成長できる機会を提供することが重要だと思います。

議長（市長） ありがとうございます。
まずは、より良い学校づくりを先生に進めてもらうことはもちろんですが、学校に行

けないという児童生徒のためにむすびあい教室や心の教室を確保しています。そこにも行けないという児童生徒にはオンラインによる支援があります。オンラインによる支援体制にも様々な課題があるかと思しますので、民間に委託している大府市の事例は良いと思います。

教育長、いかがでしょうか。

教育長 大府市に聞く等して調査します。

議長（市長） 委託の他にも山本学園と連携することも良いと思いますが、いかがでしょうか。

教育長 山本学園がオンライン教育支援等の取り組みを実施しているか分かりませんが、話題に出すのは良いと思います。

議長（市長） 不登校児童生徒の居場所づくりについて、オンライン教育でも知育を行うことは可能だと思いますが、やはり人と人が対面して勉強をすることで、心もしなやかにたくましく成長していくと思いますので、リアルに会える場所づくりが必要だと思います。

教育長、いかがでしょうか。

教育長 知立東小学校内にむすびあい教室が設置されていますが、学校に行けない子どもたちが違う学校に通っているという状況であり、知立東小学校の子どもたちは行くところがないというのが現状です。また、学校の教室に入れないという子どもたちは、心の教室へ通うことができますが、知立東小学校に通う子どもたちの中で学校に行けない子どもたちをどこで受け入れていくかということが課題となっています。

議長（市長） そのような状況であれば新たにむすびあい教室を作らなければいけないと思いますので、作る方向で進めていただけたらと思います。

議長（市長） 他にご意見はございますか。

蔭山委員 義務教育課程の不登校と義務教育課程でない不登校は異なるということをしつかりと認識していただきたいと思います。義務教育課程の不登校は非常に複雑な問題であるため、一つずつ解決していかなければいけません。また手当や支援を考える際も、義務教育課程と義務教育課程でない不登校においては、区別して考えるべきだと思います。

議長（市長） ありがとうございます。

他にご意見はございませんか。

議長（市長） それでは、「不登校児童生徒への支援について」は以上とさせていただきます。続いて環境教育について、説明をお願いします。

学校教育課長	(環境教育について、資料3及び資料4に沿って説明)
議長(市長)	委員の皆様からご意見やご質問があればお聞かせいただけたらと思います。 伊藤委員、いかがでしょうか。
伊藤委員	子どもが環境授業を受けてきた際に楽しそうに話してくれるので、非常に勉強になる取り組みだと感じています。現在、SDGsは流行りのような感覚があるため、流行りではなく持続していけると良いと思います。
議長(市長)	ありがとうございます。 寺田委員、いかがでしょうか。
寺田委員	先日、知立中学校に訪問したら各教室でエコキャップ回収を実施しており、各教室で実施を呼びかける文言が異なっていました。ある教室では「エコキャップ回収が子どものためになるんだって」と呼びかけており、他の教室では、「エコキャップが子どもたちのワクチンに変わるんだよ」と呼びかけていました。 私もボランティア団体で10年近くエコキャップ回収を行っており、自動販売機横に回収箱を設置させてもらい、エコキャップを回収しています。回収したエコキャップは安城市にあるフジイ化工(株)に搬入しています。 大人であれば、自分たちで回収から搬入までできてしまいますが、子どもたちは限られたスペースで自分たちなりのやり方を考え、エコキャップを回収していました。子どもたちの取り組む姿からSDGsにおいても小さなことをコツコツと行っていくことが非常に大切であると感じました。 こうした取り組みが今後も継続できると良いと思いました。
議長(市長)	ありがとうございます。 竹内委員、いかがでしょうか。
竹内委員	原子力発電の廃止や電気自動車の普及等については話題となっていますが、まだ電気自動車が十分に普及していないため、将来どれだけ使われるか不透明です。また、水素を使う場合も、水素を作るためには石油を大量に消費するという課題があります。 現在、誰もが納得できる解決策が存在しない状況です。将来の世代のために何が最善か分からない部分もありますが、早く皆が幸せになれる方法を見つけることができると良いと思います。
議長(市長)	ありがとうございます。 蔭山委員、いかがでしょうか。
蔭山委員	私たちは、まちを住みやすくするために、自然を壊してきた歴史がありますが、その事実を無視してきたように思います。

私は知立市に長く住んでいますが、昔の風景が失われ、かつてあった川もなくなっています。

ただ、二酸化炭素の排出を減らすだけでなく、日本の自然を守ることも重要であると考えます。

まちの都市化に伴い、自然を壊しているという自覚を改めて持ち、従来からある自然環境を維持していくための手立てを講じてほしいと思います。

議長（市長）

地球温暖化対策実行計画の中では、「省エネ活動の推進」、「再生可能エネルギーの導入と支援」、「緑化の推進」、「廃棄物の削減」、「環境教育」の5つの柱を掲げています。

大人の生活習慣は根本から変えにくいかと思imasるので、まずは子どもから変えていくということ、そして子どもから両親、祖父母に発信していくことが大切であると考えています。

教育現場では様々な教育課題があるかと思いますが、環境教育においては、まだまだ実施できる余地があるのでしょうか。

教育長、いかがでしょうか。

教育長

学校での環境教育は、あくまで入口であり、生活に身近な分野から波及していくものであると考えています。今後も教科指導を行う中で、環境教育に関連性を持たせていきますが、学校の先生のノウハウも限られているため、企業との連携や出前講座等、既存団体の事業提供を受け、学校側が選ぶような形で実施できたらと考えています。

議長（市長）

他にご意見はございますか。

議長（市長）

それでは、「環境教育について」は、以上とさせていただきます。
最後に「その他」ですが、何かご意見等はございますか。

企画部長

知立市野外センターの売却についてご報告いたします。

契約金額税込み 7,200 万 3,720 円で社会福祉法人アンサンブル会へ売却いたしました。

売買契約締結日は令和5年6月22日、引渡確認日は令和5年8月29日です。

売却後は、知的障がいを持った方々の就労支援施設を設け、働く場として利用されるとのことです。

具体的には、管理棟を事業所とし、各種イベントの開催拠点として利用する他、周りの土地及び山林については、薪を生産する場所や新たに遊歩道を整備し、精神的な安定を得る場所として利用するとのことです。

また、売却金額については、学校施設整備基金に積み立て、教育のために活用していく予定です。

議長（市長）	その他にご意見はございますか。 特にご意見はないようですので、最後に事務局より連絡をお願いします。
企画部長	次回の総合教育会議は、令和7年2月12日（水）に開催する予定です。ただし緊急を要する議題が発生した場合は、臨時で開催をいたします。 よろしく願いいたします。
議長（市長）	ありがとうございました。 (終了)